

自治会等の法人化の手引き

【地縁団体】

—自治会等の名義で不動産の登記ができます—

和 水 町

目 次

1	はじめに	1
2	地縁団体とは	1
3	地縁団体の認可の要件	2
4	申請から不動産登記までの流れ	3
5	認可申請の手続き	4
	(1) 事前準備	
	(2) 認可申請	
	(3) 申請書類等の審査、審査結果の通知	
	(4) 告示	
6	認可後の地縁団体	7
	(1) 認可地縁団体の運営等	
	(2) 告示事項の変更	
	(3) 規約の変更	
	(4) 不動産登記	
	(5) 印鑑登録	
	(6) 地縁団体の認可の取り消し・解散	

参考資料

法人化Q&A	9
認可申請書	12
規約雛形	13
議事録の記載例	18
構成員名簿	20
保有資産目録	21
保有予定資産目録	22
事業報告書	23
会長就任承諾書	24
告示事項変更届出書	25
規約変更認可申請書	26

1 はじめに

いわゆる自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）に従前法人格を付与する法律の規定がなかったため、当該団体名義で不動産登記ができないことから財産上の種々の問題が生じていました。

そこで、これらの問題を解決するため、平成3年に地方自治法（以下「法」という。）が改正され、一定の要件を満たすことにより、法人格を取得することができるようになりました。

法人格を取得するために、町長の認可が必要です。なお、認可の目的は、地縁団体が不動産等を団体名義で保有し、登記等ができるようにすることであるので、地縁団体が現に不動産又は不動産に関する権利等（※）を保有しているか、保有する予定があることが前提となります。

※不動産に関する権利等の例

- a 土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、
 抵当権、賃借権、採石権
- b 立木の所有権、抵当権
- c 国債、地方債、社債
- d a～cの他、地域的共同活動に資する資産

2 地縁団体とは

法第260条の2第1項に「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として地縁団体と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会、老人クラブ、スポーツ少年団、伝統芸能保存会等のように、構成員となるために性別や年齢等の条件が必要な団体や、活動の目的が限定されている団体は地縁団体とは考えられません。

3 地縁団体の認可の要件

町長の認可を得るためには、次の4つの要件を満たしていることが必要です。

(1) 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(注) 活動の目的が、スポーツや社会福祉活動等特定されている場合は認可の対象となりません。

(2) 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。個の区域は、相当の期間にわたって存続している区域の現状によらなければならないこと。

(注 1) 構成員のみならず、他の住民からもその区域の境界が客観的に明らかであることが必要です。

(注 2) 「相当の期間にわたって存続している」とは、認可にあたり新たな区域を設定したり、不安定な状態にある地縁団体は認可の対象にならないということです。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(注 1) 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。

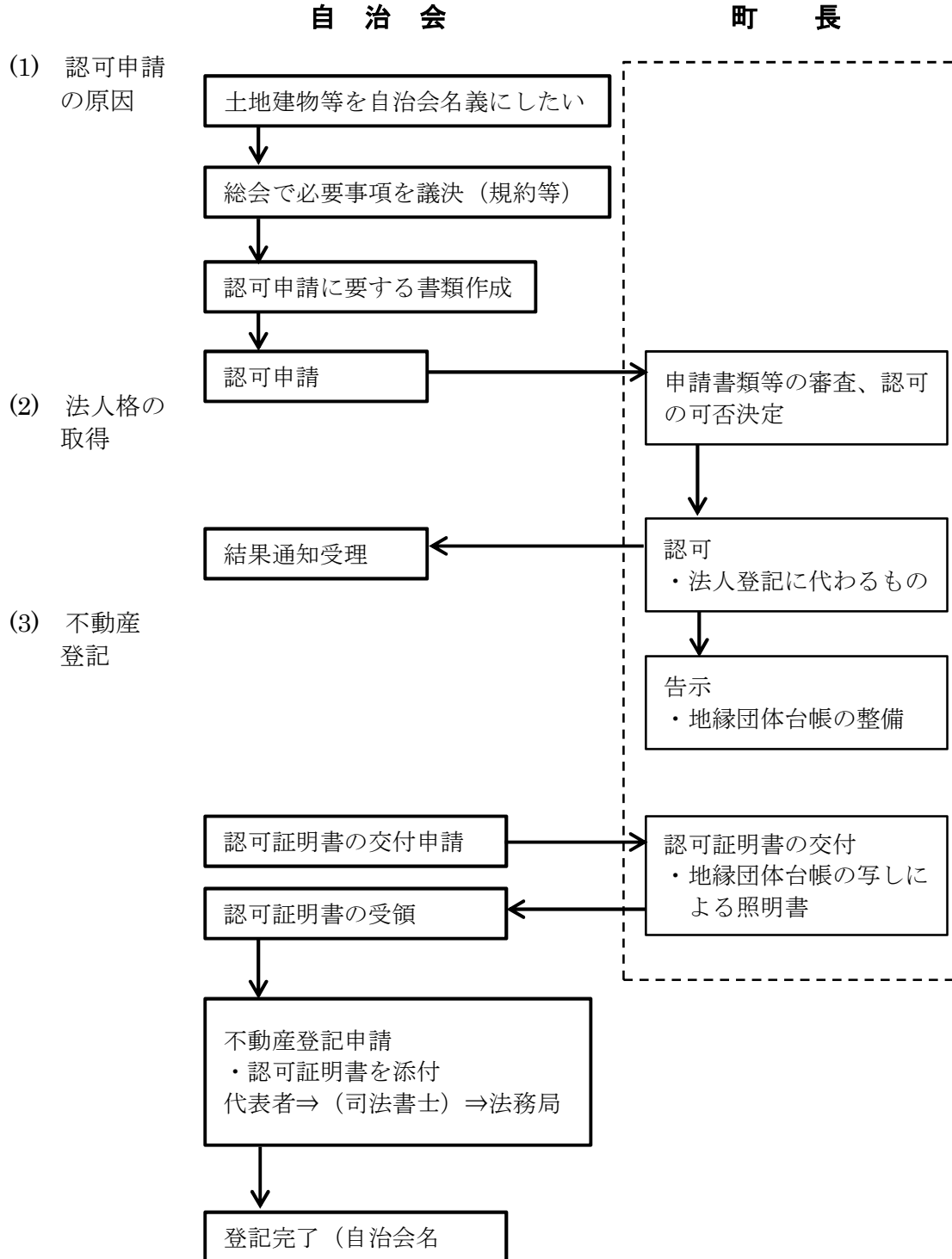
(注 2) 「相当数」の判断は、自治会、町内会等への加入状況も勘案しますが、一般的にその区域の住民の過半数をいいます。

(4) 規約を定めていること。この規約には、次に掲げる事項が記載されていなければなりません。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

4 申請から不動産登記までの流れ

地縁団体の申請、認可、不動産登記までのおおよその流れは、次のようになります。



5 認可申請の手続き

(1) 事前の準備

認可に必要な次の事項は、総会であらかじめ議決しておく必要があります。

- ① 認可申請の決定について
- ② 代表者の決定について
- ③ 認可要件に沿う規約の決定について
- ④ 構成員の確定について
- ⑤ 保有する不動産等の資産の確定について
- ⑥ 区域の確定について

(2) 認可申請について

認可は、自治会の代表者からの申請に基づいて行うことと定められています。申請には、次の申請書及び添付書類を提出していただくことになります。

① 認可申請書

所定の様式（P12）により提出してください。

② 添付書類

ア 規約

規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- a 目的
- b 名称
- c 区域
- d 主たる事務所の所在地
- e 構成員の資格に関する事項
- f 代表者に関する事項
- g 会議に関する事項
- h 資産に関する事項

※ 規約を作成していない自治会は、規約の作成が必要となります。

また、規約を作成してあっても上記の定めがない場合は、定めのない事項を規約に盛り込んでください。

規約例（別紙）を参考にしてください。

イ 認可を申請すること及び申請者を代表者に選任することについて総会で議決したことを証する書類

議長及び議事録署名人の署名・押印のある、認可の申請及び申請書を代表者にすることを決定した総会議事録の写し（P18）を作成してください。

ウ 構成員の名簿

法では、構成員（会員）は「個人」となっておりますので、世帯としてではなく、個人の氏名及び住所が記載された名簿（P20）が必要となります。

構成員は、区域内に住所を有する個人全員である必要はありませんが、概ね過半数以上を記載してください。

エ 保有資産目録又は保有予定資産目録

保有資産目録（P21）、保有予定資産目録（P22）により提出してください。

※保有予定資産…認可申請年月日から数カ月以内に資産を取得する予定である必要があります。

オ 事業報告書、決算報告書等活動状況を示す書類

良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な活動を行っていることを記載した書類として、総会に提出した事業報告書（P23）、決算報告書等具体的に記載されたものを提出していただきます。（広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないように注意すること。）

カ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（P24）を提出してください。

(3) 申請書類等の審査、審査結果の通知

町では、提出された申請書及び添付書類について、認可要件に該当しているかどうか審査します。審査結果については、代表者（申請者）に通知します。

(4) 告示

審査の結果、地縁団体として認可した団体については、法人格を取得した団体（自治会）として公の場に概要を書面掲示（告示）します。

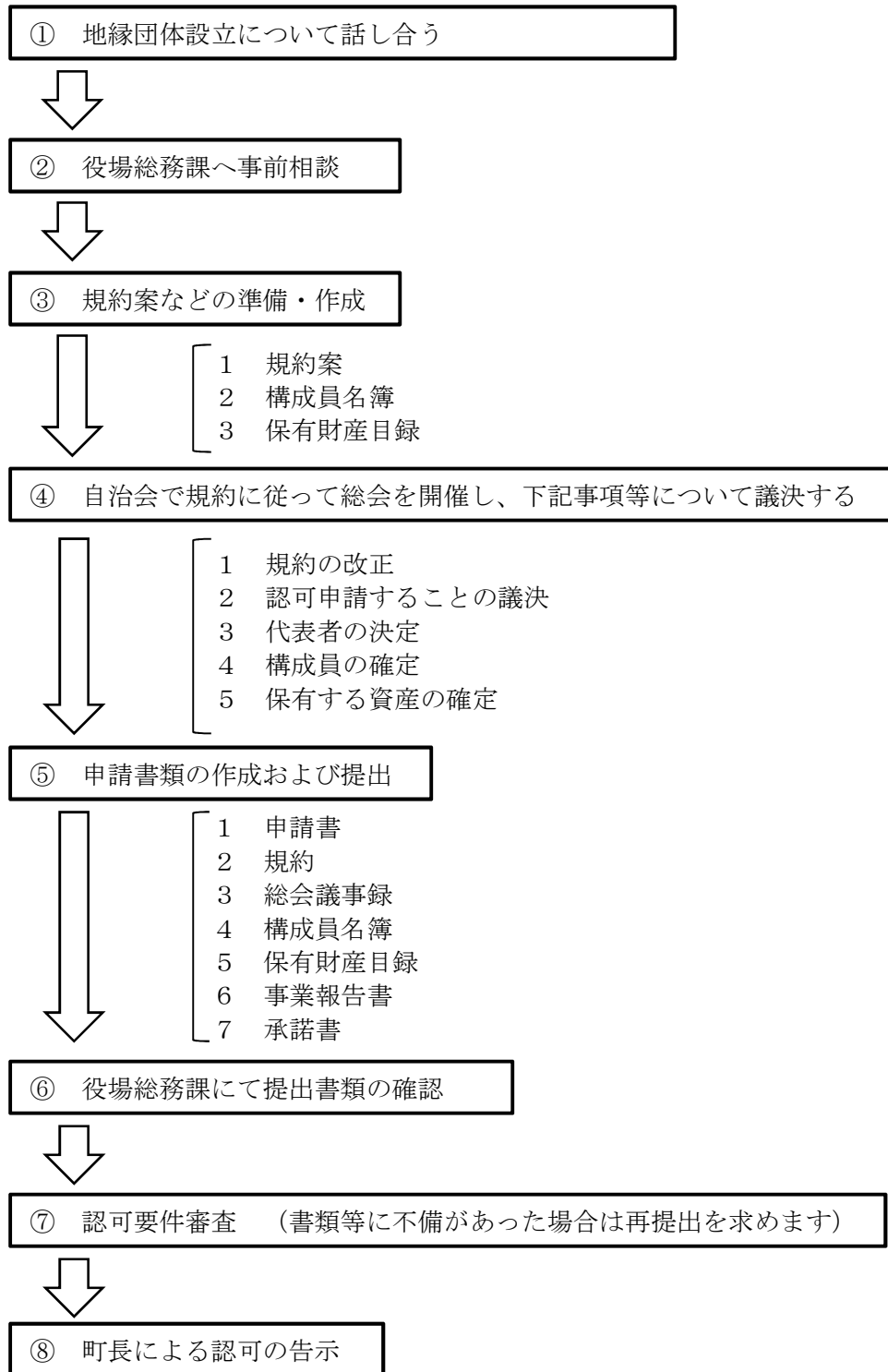
この告示は、法人登記に代わるものとしての効力を発生します。

[告示事項]

- ア 名称
- イ 規約に定める目的
- ウ 区域
- エ 主たる事務所の所在地
- オ 代表者の氏名及び住所
- カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- キ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ケ 認可年月日

※ 告示後、町では認可した自治会について地縁団体台帳を作成し、以後解散されない限り又は認可取消の処分をしない限り、永久に保存することになります。

【実際に認可申請を行う場合は、下記の流れとなります。】



6 認可後の地縁団体

(1) 認可地縁団体の運営等

① 総会の開催

- i) 通常総会・・・少なくとも年1回開催する。
- ii) 臨時総会・・・会長が必要と認めたとき、会員の1/5以上から請求があったとき、監事から請求があったとき。

② 総会の機能

- i) 事業報告・収支決算の承認
- ii) 事業計画・収支予算の議決
- iii) 役員を選任、その他重要な事項の議決

③ 役員及び任期

- i) 会長 副会長 書記 会計 監事
- ii) 任期は、該当団体が決める

④ 予算・決算

- i) 予算・・・毎会計年度開始前に総会で議決
- ii) 決算・・・毎会計年度終了後にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会で承認

(2) 告示事項の変更

名称、目的、区域、事務所、代表者の住所・氏名に変更が生じた場合は、速やかに役場に届け出てください。

【提出書類】

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人の署名・押印のある総会の議事録の写し）

(3) 規約の変更

規約の変更については、町長の認可を得る必要があります。

【提出書類】

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名・押印のある総会の議事録の写し）

なお、規約変更の内容が告示事項の変更を伴う場合は、さらに(2)の提出書類を提出する必要があります。

(4) 不動産登記

認可後は、団体（自治会）名義で不動産登記ができますので、法務局で手続きしてください。

登記申請には、町長の発行する証明書を添付する必要があります。「地縁団体台帳交付申請書」により請求してください。

(5) 印鑑登録

不動産登録等に必要な地縁団体の代表者の印鑑登録及び証明書の交付申請をすることができます。

【印鑑登録の申請に必要なもの】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 地縁団体の印鑑
- ・ 地縁団体の代表者個人の印鑑

【印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの】

- ・ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・ 印鑑登録された地縁団体の印鑑

※証明書交付手数料… 1 通 2 0 0 円

(6) 地縁団体の認可の取り消し・解散

次の場合に法人として解散することとなり破産、又は清算手続きに入ることとなる。

- i) 規約で定める解散事由の発生
- ii) 破産手続開始の決定
- iii) 地方自治法第260条の2第14条の規定により、認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたとき、町長がその認可を取り消した場合
- iv) 地方自治法第260条の20の要件を満たす総会の議決
- v) 構成員の欠乏

法人化Q & A

Q 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか？

A 1 地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか？

A 2 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとしてさだめられていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 3 地区内に1つのまとまりがなく、2つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか？

A 3 自治会等は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に1つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に自治会等が混在している区域が区分されていない場合、あるいは地域が1つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に沿った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q 4 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか？

A 4 地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体まで法人化の取得を認めることとはされていません。

ただし、認可申請後に不動産等を確実に保有すると見込める団体については、認可の対象となり得ます。この場合、保有予定資産目録や現地確認等により、将来不動産等を確実に保有するか否かが確認されることとなります。

Q 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょうか？

A 5 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人の慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q 6 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか？

A 6 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、住民であれば地縁による団体の構成員として含みます。

Q 7 構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか？

A 7 法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行われぬものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 8 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか？

A 8 地方自治法第260条の2第2項第3号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること。」としていますが、これは、制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっている団体や、新たに区域の少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされない恐れがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

この「相当数」の程度についての判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。

したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して市町村ごとに個々具体的に行うべきものと考えられますが、一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q 9 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか？

A 9 地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。

つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Q10 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？

A10 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地域に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。

また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、お尋ねの神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有財産として認可されることは可能であると考えられます。

Q11 認可を受けた地縁による団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか？

A11 市町村長は、認可を受けた地縁による団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができるとされています。（同条第14項）具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ① 認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ② 認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していない活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員の多数脱却し、「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

様式（地方自治法施行規則様式）

平成 年 月 日

和水町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規程により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを称する書類

〇〇区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域住民の相互連絡を図る活動
- (2) 清掃、美化等区域内の環境整備作りの活動
- (3) 会員相互の親睦と融和を図るための各種活動
- (4) 自治会保有財産及び施設の適正な運用と維持管理
- (5) 慣習的行事の計画及び実行

(名称)

第2条 本会は、〇〇区自治会 と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、和水町が定めた行政区割による〇〇区の区域とする。

(附則事項)

第4条 本会の規則の他に別紙〇〇規程を定めるものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、熊本県玉名郡和水町〇〇〇番地（公民館）に置く。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費（区費）を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する者とする。

(退会等)

第9条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、退会したものとする

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、本人の申出により、引続き会員の資格を有することができるものとする。
- (2) 会員が死亡し、又は行方不明者となり失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役 員

(役員等)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の管理状況を監査すること
- (2) 会長、副会長、その他の役員及び会計の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行状況について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

4 会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任し、その後任として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員については、その任期中といえども、総会において解任することができる。

2 前項の決議は、全会員の3分の2以上に当る多数を以て決する。

第4章 総 会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年1回の通常総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(総会構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第17条 総会は、この規約及び次に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度1月に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第20条 総会議長は、会長がこれに当る。但し、その総会において、出席した会員の中から選任することを妨げない。

(総会の定足数)

第21条 総会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的、議事事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事についても役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。この場合につき、監事には表決権はないものとする。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を召集しなければならない。

3 役員会を召集するときは、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当る。ただし、会長が役員会に出席できない場合は、他の役員において議長を選任する。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第20条、第21条及び第24条の規定を準用する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入（預金利子など）
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の取得及び処理)

第31条 本会において、固定資産を取得し、又は処分し、担保に提供する場合には、総会において全会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支払い、並びに弁済する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が役員会に諮って作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、当該年度内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の3分の2以上の議決を得、かつ、和水町長の許可を受けなければ変更することは出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号（破産）及び第4号（設立認可の取消）並びに第2項（総会の決議・会員の欠乏）の規定により解散する。

2 総会の議決において解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て本会の類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 通知及び公告

(通知及び公告)

第39条 総会及び役員会において議決した事項については、全会員に通知又は公告することを要する。公告は事務所においてするものとする。

第9章 雑 則

(備付帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。ただし、上記書類等の保管者として会長が保管するも差し支えないものとする。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し、必要な事項は役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、和水町長の認可日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 年 月 日までとする。

〇〇区自治会 総会議事録

1. 日 時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（日） 午前〇時〇〇分から〇時〇〇分
まで

2. 場 所 〇〇公民館

3. 会員総数 100名

4. 出席者 80名（うち委任状による出席10名）

5. 議 事

*会員総数100名に対し、出席者80名その内委任状による出席者10名で会議は成立した旨を報告し開会を行う。

*議長の選出について
熊本太郎を指名し、全員意義なく決定した。

*議事録署名者の選任について
菊水一郎及び三加和二郎の2名を指名し、全員意義なく決定した。

*平成〇〇年度事業報告について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*平成〇〇年度収支決算について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*地縁団体認可申請について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*〇〇区自治会規約について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*平成〇〇年度事業計画について
和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*平成〇〇年度収支予算について

和水太郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員意義なく原案のとおり議決した。

*役員を選出について

和水太郎より趣旨説明の後、以下の者を指名推薦した。

会 長 和水二郎
副会長 菊水太郎
書 記 三加和一郎
会 計 和水三郎

採決の結果全員意義なく議決した。

*以上で、付議された議案は全て終了いたしました。

これにて〇〇区自治会総会を終了した。

午前9時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

議 長 熊 本 太 郎 ⑩

署名員 菊 水 一 郎 ⑩

署名員 三 加 和 二 郎⑩

【自署押印すること】

様式（地方自治法施行規則様式）

保 有 資 産 目 録

団体の名称
平成 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権限により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

様式（地方自治法施行規則様式）

保有予定資産目録

団体の名称
平成 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期

様式

自治会事業報告書

団体の名称

実施月	事業名
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

様式

承 諾 書

私は、
自治会長として 自治会の代表者になることを承諾します。
(任期：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

※自署・押印

告示事項変更届出書

様式（地方自治法施行規則様式）

平成 年 月 日

和水町長 様

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

印

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

様式（地方自治法施行規則様式）

平成 年 月 日

和水町長 様

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

印

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類